10　派遣先は、派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して一年を経過する日までの間は、当該派遣労働者（厚生労働省令で定める者を除く。）に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならないこととした。（第四〇条の六関係）

二　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正関係

1　労働者派遣の役務の提供を受ける者（国及び地方公共団体の機関（以下「国等の機関」という。）を除く。）が次のいずれかに該当する行為を行った場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなすこととした。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行った行為が次のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかったことにつき過失がなかったときは、この限りでないこととした。（第四〇条の六第一項関係）

㈠　第四条第三項の規定に違反して派遣労働者を同条第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させること。

㈡　第二四条の二の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

㈢　第四〇条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

㈣　この法律等の規定の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し、第二六条第一項各号に掲げる事項を定めずに労働者派遣の役務の提供を受けること。

2　労働者派遣の役務の提供を受ける者が国等の機関である場合であって、1の㈠から㈣のいずれかの行為を行った場合（1のただし書に規定する場合を除く。）においては、当該行為の終了後から一年を経過するまでの間に、派遣労働者が当該国等の機関で同一業務に従事することを求めるときは、当該国等の機関は、1の規定の趣旨を踏まえ、派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、国家公務員法等に基づく採用等の適切な措置を講じなければならないこととした。（第四〇条の七第一項関係）

三　労働者災害補償保険法の一部改正関係

行政庁は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に規定する派遣先の事業主等に対して、労働者災害補償保険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができることとした。（第四六条関係）

四　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正関係

シルバー人材センターは、届出により、有料の職業紹介事業を行えることとした。（第四二条関係）

五　その他

1　政府は、この法律の施行後、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況等を勘案し、常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の在り方、物の製造の業務についての労働者派遣の在り方及び特定労働者派遣事業の在り方について、速やかに検討を行うこと等とした。（附則第三条関係）

2　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとした。ただし、二は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日から施行することとした。

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第一一六号）（経済産業省）

1　外国為替及び外国貿易法第一〇条第一項に基づく閣議決定を踏まえ、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について、経済産業大臣の承認を要する期限を平成二五年四月一三日までとした。（附則第三項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定（条約第四号）（外務省）

この協定は、ロシアとの間で原子力の平和的利用における協力を行うことを目的としたものであり、その概要は、次のとおりである。

1　両締約国政府は、専門家の交換、情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給並びにこの協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領という方法によりこの協定の下での協力を行う。この協力は、ウラン資源の探鉱及び採掘、軽水炉の設計、建設及び運転、放射性廃棄物の処理及び管理、原子力の安全、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用等の分野において行うことができる。ただし、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない。（第二条関係）

2　1の協力は、この協定及びそれぞれの国の法令に従うものとし、かつ、核物質等の供給に係る協力については、それぞれの締約国政府が国際原子力機関の保障措置の適用を受諾していることが必要とされる。（第三条関係）

3　この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも、いかなる核爆発装置の研究又は開発のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用されない。（第四条関係）

4　この協定の適用を受ける核物質は、各締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受ける。（第五条関係）

5　両締約国政府は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約が遵守されることを確保する。（第六条関係）

6　この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの採用した基準（少なくともこの協定の附属書Cに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って適切な防護の措置を維持する。両締約国政府は、当該核物質の国際輸送について、核物質の防護に関する条約が遵守されることを確保する。両締約国政府は、それぞれ、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従って適切な措置をとる。（第七条関係）

7　この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。（第八条関係）

8　この協定の適用を受ける核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意を得ることなく、受領締約国政府の国の管轄内において、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上となるまで濃縮されず、又は再処理されない。（第九条関係）

9　両国の間において移転される核物質等は、供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。（第一〇条関係）